

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部改正に対する
意見の募集結果

公開日 2010年03月31日

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

意見公募をした根拠法令・条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項

意見公募をしなかった根拠法令・条項

ア 道路交通法

第4条第2項、第49条の4、第49条の5

イ 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第36条第4号

ウ 戦傷病者特別援護法施行令（昭和38年政令第358号）第9条第1項第6号

3 公募した規則等の概要

意見公募した規則等の概要

現在、運転免許証の記載事項の変更の届出は、県内の各警察署及び運転免許センターにおいて受け付けています。しかし、一部の警察署につきましては、同署から近距離に運転免許センターが所在することから、事務の合理化を図るため、同署における記載事項の変更の届出の受付事務は行わないこととしようとするものです。

意見公募をしなかった規則等の概要

ア 道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）が、平成22年4月19日に施行されることに伴い、

(ア) 規則に引用している道路交通法の条文が「第49条の2第5項」から「第49条の5」に条ずれすることから、必要な改正を行うもの。

(イ) 道路交通法第49条の4で「高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止」が新たに規定されることから、細則別表第1規制の種別、「13 時間外制限駐車区間」を「13 時間外制限駐車区間（高齢運転者等専用時間制限駐車区間を含む）」として、上記規定が駐車禁止規制の除外対象規制種別に含まれることを明確にするもの。

イ 身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第298号）及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第157号）が、平成22年4月1日に施行されることに伴い、駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制の除外対象となる標章（駐車禁止除外標章）の取得要件に、肝臓機能障害を付け加え、身体障害者手帳の級別を1級から3級までの各級に、戦傷病者重度障害

の程度を特別項症から第三項症までの各項症とするもの。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

意見公募をしたもの

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

意見公募をしなかったもの

高知県行政手続条例第38条第4項第8号に該当するものです。

5 規則等の制定日

平成22年3月31日（水曜日）

6 結果公示の日

平成22年3月31日（水曜日）

7 意見公募の期間

平成22年2月26日（金曜日）から平成22年3月27日（土曜日）まで

8 提出された意見の数

0件

9 結果の概要

意見公募をしたもの

平成22年2月26日（金曜日）から平成22年3月27日（土曜日）までパブリックコメントを実施したところ、本件に対するご意見は寄せられませんでした。

意見公募をしなかった理由

道路交通法及び身体障害者福祉法施行令並びに戦傷病者特別援護法施行令の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理であるため。

10 結果資料等の入手方法

高知県警察ホームページ

高知県警察本部交通部運転免許センター

高知県ホームページ

県民室（県庁本庁舎1階）

各福祉保健所（須崎を除く）

須崎農業振興センター

11 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部運転免許センター

電話 088-893-1221（内線 251）